

園田学園女子大学学則

(昭和41年4月1日制定)

改正

昭和45年4月1日	昭和46年4月1日
昭和49年4月1日	昭和50年4月1日
昭和51年4月1日	昭和52年4月1日
昭和53年4月1日	昭和53年4年1日
昭和54年4月1日	昭和55年4年1日
昭和55年4月1日	昭和56年4月1日
昭和57年4月1日	昭和58年4月1日
昭和59年4月1日	昭和60年4月1日
昭和61年4月1日	昭和62年4月1日
昭和63年4月1日	平成元年4月1日
平成2年4月1日	平成3年4月1日
平成4年4月1日	平成5年4月1日
平成6年4月1日	平成7年4月1日
平成8年4月1日	平成9年4月1日
平成10年4月1日	平成11年4月1日
平成11年4月1日	平成12年4月1日
平成12年4月1日	平成13年4月1日
平成14年4月1日	平成14年4月1日
平成14年4月1日	平成15年4月1日
平成15年4月1日	平成16年4月1日
平成17年4月1日	平成18年4月1日
平成18年4月1日	平成18年4月1日
平成19年4月1日	平成19年4月1日
平成20年4月1日	平成20年4月1日
平成21年4月1日	平成21年4月1日
平成21年4月1日	平成22年4月1日
平成22年4月1日	平成23年4月1日
平成23年4月1日	平成24年4月1日
平成25年4月1日	平成27年4月1日
平成27年4月1日	平成28年4月1日
平成28年4月1日	

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限（第2条－第5条の2）
- 第3章 教育課程（第6条－第9条）
- 第4章 卒業の要件等（第10条－第14条）
- 第5章 卒業及び学士の学位（第15条・第15条の2）
- 第5章の2 教職課程等（第16条－第16条の8）

- 第6章 入学、休学、留学、退学、転学等（第17条－第25条）
 - 第7章 入学金、授業料、入学検定料等（第26条－第32条）
 - 第8章 学年、学期及び休業日（第33条－第35条）
 - 第9章 職員組織並びに評議会及び教授会（第36条－第40条）
 - 第10章 研究所、図書館、情報教育センター、総合生涯学習センター、スポーツ振興センター、国際交流センター及び地域連携推進機構（第41条－第41条の7）
 - 第11章 特別聴講学生、科目等履修生及び聴講生並びに公開講座（第42条－第43条）
 - 第12章 学生寮及び厚生保健施設（第44条・第45条）
 - 第13章 表彰、懲戒及び除籍（第46条－第48条）
 - 第14章 補則（第49条）
- 付則

第1章 総則

（本学の教育目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めに基づき、幅広い教養を身に付け、高度な専門的学芸をおさめて、豊かな人間性と創造性を発揮し、進んで社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第1条の2 本学は、その教育研究の水準の向上を図り、前条に掲げる教育目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

（学部）

第2条 本学に、次の学部を置く。

人間健康学部

人間教育学部

2 前項の学部の教育理念及び人材育成上の目的は次のとおりとする。

学 部	教育理念及び人材育成上の目的
人間健康学部	個として存在する人間への科学的アプローチと社会を形成する集団として存在する人間への文化的・社会的アプローチを通じて、人間の幸せの根源である健康の追求
人間教育学部	総合的な人間理解のもと、人間形成の基盤となる教育を総合的かつ実践的に追求し、人びとの生活の質を高め、豊かな社会の形成に貢献できる女性の育成

（学科）

第3条 前条の学部に、次の学科を置く。

学 部	学 科
人間健康学部	総合健康学科
	人間看護学科
	食物栄養学科
人間教育学部	児童教育学科

2 前項の学科の教育理念及び人材育成上の目的は、次のとおりとする。

学 部	学 科	教育理念及び人材育成上の目的
人間健康学部	総合健康学科	健康づくりの専門職として高度な知識と技能を身につけ、健康で豊かなウェルネスライフの実現に貢献できる人材の育成
	人間看護学科	生命の尊厳と人権の尊重を基調とした倫理観を培い、看護専門職として高度な知識と技術を追求し、地域や国際社会の人びとの健康と自己実現に向けたヒューマンケアの実現に貢献できる人材の育成
	食物栄養学科	人間の健康を食物、栄養の面から追求し、自ら実践し、専門的な知識、指導技術、管理能力を身につけ、地域社会に貢献できる人材の育成
人間教育学部	児童教育学科	保育・教育の専門的知識および技能を身につけ、現代社会が抱える多様な子どもの問題に対処できる人材の育成

(入学定員及び収容定員)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
人間健康学部	総合健康学科	95人	3人	386人
	人間看護学科	80人	—	320人
	食物栄養学科	80人	—	320人
人間教育学部	児童教育学科	95人	2人	384人
合 計		350人	5人	1,410人

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年限は8年とし、これを超えて在学することはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 本学は、職業を有している等の事情により、前条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者(以下「長期履修学生」という。)があるときは、これを認めることができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(授業科目等)

第6条 本学における授業科目、単位数並びに必修科目、選択科目及び自由科目の区分は、別表第1から別表第8までのとおりとする。

(授業の方法)

第6条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位数算定の基準)

第7条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、当該授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第9条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、授業科目の種類等により教育上特別の必要があると認める場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第4章 卒業の要件等

(履修科目の登録)

第10条 学生は、学年のはじめにその学年に履修する授業科目を登録しなければならない。ただし、本学が特に必要と認める授業科目については、別に指定する時期に登録するものとする。

2 登録をしていない授業科目については、その単位を与えることはできない。

(試験及び成績評定)

第11条 授業科目の試験は、実施する時期により、定期試験及び臨時試験に分ける。

2 定期試験は、学期末に行う。

3 臨時試験は、授業科目の授業の必要により、前項に規定する時期以外に行う。

- 4 授業科目の成績の評定は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、試験の実施、成績の評定等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第12条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上、成績の評定において合格したとき、その授業科目の単位を与える。ただし、第7条第2項に規定する授業科目については、その学修の成果を評価し、単位を与えることが適切と認めるとき、その授業科目の単位を与える。

(単位の互換)

第13条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 本学は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第42条の2の規定により修得した単位及び他の大学又は短期大学において同条の規定に準じた規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における学修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学、短期大学、教育施設等における学修、単位の授与等に関する実施規定)

第13条の4 前3条に定めるもののほか、他の大学、短期大学、教育施設等における学修、単位の授与等に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第14条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、次の各号に定めるそれぞれの必要な授業科目の最低単位数を含めて、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 大学共通科目

18単位

(2) 学部共通科目又は学部基礎科目

学 部	学 科	卒業するために必要とする最低単位数
人間健康学部	総合健康学科	6
	人間看護学科	6
	食物栄養学科	6
人間教育学部	児童教育学科	6

(3) 専門教育科目

学 部	学 科	卒業するために必要とする最低単位数
人間健康学部	総合健康学科	80
	人間看護学科	100
	食物栄養学科	92
人間教育学部	児童教育学科	90

備考 学部、学科指定の単位数の合計と卒業必要単位数の差については、大学共通科目、学部共通科目（人間教育学部にあつては学部基礎科目）及びそれぞれの学科専門教育科目の中から選択して修得するものとする。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第6条の2第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第5章 卒業及び学士の学位

（卒業）

第15条 学長は、学生が前条に規定する卒業の要件を満たしたときは、その者の卒業を認定し、卒業証書を授与する。

（学士の学位）

第15条の2 学長は、本学を卒業した者に対し、次の学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
人間健康学部	総合健康学科	学士（健康学）
	人間看護学科	学士（看護学）

	食物栄養学科	学士（栄養学）
人間教育学部	児童教育学科	学士（教育学）

第5章の2 教職課程等

（資格取得等）

第16条 本学において取得できる資格等は、次のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる資格等
人間健康学部	総合健康学科	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 養護教諭一種免許状 健康運動実践指導者受験資格 健康運動指導士受験資格
	人間看護学科	養護教諭一種免許状 保健師国家試験受験資格 助産師国家試験受験資格 看護師国家試験受験資格
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状 管理栄養士国家試験受験資格 栄養士 フードスペシャリスト受験資格 食品衛生管理者任用資格 食品衛生監視員任用資格
人間教育学部	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士 リトミック指導者

（教職課程）

第16条の2 教育職員の普通免許状の授与を受けようとする者は、本学の教職課程を履修しなければならない。

2 教職課程に関し必要な事項は、別に定める。

第16条の3 削除

第16条の4 削除

（保健師、助産師及び看護師養成課程）

第16条の5 保健師、助産師及び看護師の受験資格を得ようとする者は、本学の保健師、助産師及び看護師養成課程を履修しなければならない。

2 保健師、助産師及び看護師養成課程に関し必要な事項は、別に定める。

（栄養士及び管理栄養士養成課程）

第16条の6 栄養士の資格及び管理栄養士の受験資格を得ようとする者は、本学の栄養士及び管理栄養士養成課程を履修しなければならない。

2 栄養士及び管理栄養士養成課程に関し必要な事項は、別に定める。

（食品衛生課程）

第16条の7 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得しようとする者は、本学の食品衛生課程を履修しなければならない。

2 食品衛生課程に関し必要な事項は、別に定める。

（保育士養成課程）

第16条の8 保育士の資格を取得しようとする者は、本学の保育士養成課程を履修しなければならない。

2 保育士養成課程に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、休学、留学、退学、転学等

(入学時期)

第17条 入学の時期は、学年のはじめとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に、別に定める書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第19条の2 入学者の選抜は、出身高等学校長の発行する調査書（以下「調査書」という。）、学力検査その他の能力・適性等に関する検査（以下「学力検査等」という。）、その他本学が適当と認める資料により行う。

2 入学定員の一部について、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書及び学力検査等を加えて入学者の選抜を行うことがある。

3 前2項の学力検査等の科目、内容等については、別に定める。

(入学手続)

第20条 本学に入学を許可された者は、別に定める細則によって手続を完了しなければならない。

(休学)

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由によって3月以上修学できない場合は、保証人（学生の親権者又は後見人をいい、学生が成人に達した後においてもこれに準じた行為をしている者をいう。以下同じ。）が連署した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合、病気によるときは、医師の診断書を添付するものとする。

2 休学の期間は、1年以内とし、願い出によって引き続き1年以内休学することがで

きる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(留学)

第21条の2 学生が第13条第3項に規定する留学（以下「留学」という。）をする場合は、保証人が連署した留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合、留学先の大学又は短期大学のその者に対する留学受入れの承諾書を添付するものとする。

2 留学の期間は、1年以内とし、願い出によって引き続き1年以内留学することができる。

3 留学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 留学の期間は、留学した学生が本学に在学していたものとして取り扱う。

(復学)

第22条 休学又は留学している者が復学する場合は、保証人が連署した復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合、病気により休学している者は修学が可能である旨の医師の診断書を、留学している者は留学先の大学又は短期大学のその者に対する留学修了証明書（履修授業科目及びその単位数の付記を含む。）を添付するものとする。

(退学)

第23条 学生が病気その他やむを得ない理由によって退学する場合は、保証人が連署した退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、退学願の提出にあたっては願い出の日を含む学期の授業料等を納入していなければならない。

(再入学)

第24条 退学した者が再入学を志願する場合は、退学が許可された日から2年以内限り、審査して、学長は、その者の再入学を許可することがある。

2 再入学の時期は、学期のはじめとする。ただし、事情によって学期の途中の再入学を認めることがある。

3 再入学した者については、その者の退学に至るまでの修業期間を修業年限の期間に含め、及び退学に至るまでに履修した授業科目の修得単位を課程修了に必要なものに含めることがある。この場合、再入学した者の在学年限は、その者の再入学後の修学すべき年限を2倍した年限をもって、その在学年限とすることができる。

(編入学又は転入学等)

第25条 次の各号に該当するもので本学に編入学を志願する者又は、他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は、その者の相当年次への編入学又は転入学を許可することがある。この場合において、その修業年限は2年以内に限って減ずることができ、また、その在学年限は編入学後又は転入学後の修学すべき年限を2倍した年限をもって、その在学年限とすることができる。

(1) 大学を卒業した者及び大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を

有する者に限る。)

- (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める課程を修了又は卒業した者
 - (6) 相当の年齢に達し、前各号に規定するものと同年以上の学力があると本学が認めた者
- 2 前項の編入学又は転入学を志願する者については、その志願の手續に関し、第19条の規定を準用する。
 - 3 本学から他の大学に転学を志願する者は、他の大学への志願前に、本学に保証人が連署した転学志願願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
 - 4 転学部又は転学科を願ひ出た者については、転じようとする学部又は学科に欠員があるときに限り、審査し、教授会の議を経て、学長は、その者の転学部又は転学科を許可することがある。
 - 5 第1項の編入学又は転入学並びに第3項の転学及び前項の転学部又は転学科の時期は、学年のはじめとする。
 - 6 編入学、転入学、転学部、転学科等に関し必要な事項は、本条各項に定めるもののほか、別に定める。

第7章 入学金、授業料、入学検定料等

(学費)

第26条 本学の学費は、次のとおりとする。

人間健康学部

入 学 金 300,000円

授 業 料 (年額)

総合健康学科 760,000円

人間看護学科 1,020,000円

食物栄養学科 760,000円

教育充実費 (年額)

総合健康学科 300,000円

人間看護学科 380,000円

食物栄養学科 330,000円

実験実習費 (年額)

人間看護学科 180,000円

食物栄養学科 50,000円

人間教育学部

入 学 金 300,000円

授 業 料 (年額) 760,000円

教育充実費 (年額) 300,000円

実験実習費 (年額) 40,000円

(入学検定料)

第26条の2 本学の入学検定料は、30,000円とする。

(入学金)

第26条の3 入学金は、入学を許可するときに徴収する。

2 再入学する者及び本学を退学した者又は本学若しくは本学短期大学部を卒業した者で入学（編入学を含む。）するものに対しては、第26条に規定する入学金及び前条に規定する入学検定料は徴収しない。ただし、本学短期大学部を退学した者又は卒業した者で入学（編入学を含む。）するものは、入学金に代え、編入学金を納めなければならない。この場合の編入学金の額は、本学の定める入学金の額と本学短期大学部の定める入学金の額との差に相当する額を標準として別に定める。

（授業料等の納入）

第27条 授業料及び教育充実費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）は、次の2期に分け、第26条に定めるそれぞれの年額の2分の1ずつをそれぞれの期に示す期日までに納めなければならない。

第1期 4月20日

第2期 10月5日

2 授業料等の納入に当たり、やむを得ない事情があると本学が認めた場合、前項の規定にかかわらず、別に期日を定めて、授業料等の分納を許可することがある。ただし、このときの期日は、第1期についてはその学年の9月末を、第2期についてはその学年の2月末を超えることはできない。

3 入学する者については、第1項の規定にかかわらず、第1項に定める第1期の期日は、別に本学があらかじめ指定する日とする。この場合において、入学には、第25条第1項に規定する転入学及び編入学による入学を含めるものとする。

（授業料等納入の特例等）

第28条 授業料等は、学生が在学している間は、授業を受ける受けないにかかわらず、定められた額の全額を納めなければならない。

2 休学を許可された者の授業料等については、別に定める。

3 学生が再入学した場合は、その学年の4月から再入学の許可のあった日の属する月の前月までの授業料等は徴収しない。この場合の授業料等の額は、第26条に定める授業料等（年額）の12分の1をもって月額として算定する。

4 再入学した者の再入学の時期が、前条第1項の各期に示す期日を過ぎているときは、その期に納めなければならない授業料等は、直ちに納入するものとする。

5 単位未修得のため卒業を延期された者の授業料等については、別に定める。

6 特別の事情により学年の途中で卒業する者については、その者が卒業した月の翌月からの授業料等は徴収しない。この場合の授業料等の算定方法は、第3項に規定する算定方法を適用する。

（納入した授業料等の返還等）

第29条 既に納めた入学検定料、入学金及び授業料等は、理由の如何を問わず返還しない。ただし、入学前に限り、本学が特に指定した場合、授業料等の一部を返還することがある。

2 前項ただし書の規定するところにより、既に納めた授業料等のうちから納付金の返還を求める場合は、本学が特に指定したときは本学が指定する期日までに、それ以外のときは1月以内に、本学に対して納付金返還の請求をしなければならない。

（授業料等未納者）

第30条 授業料等を納めない者は、授業を受けることができない。

第31条 削除

(必要な費用の徴収)

第32条 学費として徴収する実験実習費のほかに履修する科目等により必要な費用を徴収することがある。

第8章 学年、学期及び休業日

(学年)

第33条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第34条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、学期の授業日数の多寡を勘案して、第1学期の終期及び第2学期の始期の日を変更することがある。

(休業日)

第35条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月1日

(4) 春季休業日 3月16日から4月5日まで

(5) 夏季休業日 7月26日から9月20日まで

(6) 冬季休業日 12月18日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を課すことがある。

第9章 職員組織並びに評議会及び教授会

(職員組織)

第36条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手並びに事務職員及び労務職員を置く。

(評議会)

第37条 本学に、評議会を置く。

2 評議会について必要な事項は、別に「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学の運営に関する規則」(平成12年4月1日制定)(第39条において「運営に関する規則」という。)において定める。

(教授会)

第38条 本学の学部に、教授会を置く。

2 教授会は、教授をもって組織する。ただし、学長が必要があると認めた場合は、准教授、講師、助教及び部局長を加えることができる。

第39条 教授会は、学部長が招集し、会議の議長となる。

2 教授会の審議事項は、別に「運営に関する規則」において定める。

第40条 教授会に関する細則は、別に定める。

第10章 研究所、図書館、情報教育センター、総合生涯学習センター、スポーツ振興センター、国際交流センター及び地域連携推進機構

(研究所)

第41条 本学に、研究所を附置する。

2 研究所の名称並びに管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第41条の2 本学に、図書館を置く。

2 図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報教育センター)

第41条の3 本学に、情報教育センターを置く。

2 情報教育センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(総合生涯学習センター)

第41条の4 本学に、総合生涯学習センターを置く。

2 総合生涯学習センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(スポーツ振興センター)

第41条の5 本学に、スポーツ振興センターを置く。

2 スポーツ振興センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第41条の6 本学に、国際交流センターを置く。

2 国際交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進機構)

第41条の7 本学に、地域連携推進機構を置く。

2 地域連携推進機構の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 特別聴講学生、科目等履修生及び聴講生並びに公開講座

(特別聴講学生)

第42条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は高等学校との協議に基づき、当該他の大学、短期大学又は高等学校に在学する者で、本学の授業科目を履修し、その単位を修得しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）に対し、当該授業科目の履修を認めることができる。

2 特別聴講学生の受入れの許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

3 特別聴講学生に係る授業料等については、本学とその者が在学する大学、短期大学又は高等学校との協議により定める。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学に在学する者で、本学に留学する場合に準用する。

5 この学則の規定は、第4条から第5条の2まで、第13条から第26条の3まで、第27条第2項、第28条、第42条の2、第42条の3及び第46条から第48条までの規定を除き、

特別聴講学生に準用する。

- 6 特別聴講学生の受入れ等に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条の2 本学は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、その単位を修得しようとする者（以下「科目等履修生」という。）に対し、当該授業科目の履修を認めることがある。

- 2 科目等履修生の受入れの許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

- 3 科目等履修生の科目等履修検定料、登録料及び科目等履修料は、次のとおりとする。ただし、本学を卒業した者（以下本条及び次条において「卒業者」という。）については、科目等履修検定料及び登録料を免除し、卒業者以外の者で、引き続き次年度以降においても科目等履修生の受け入れを許可したものについては、科目等履修検定料を免除する。

区 分	納 入 額
科目等履修検定料	5,000 円
登 録 料	10,000 円
科 目 等 履 修 料	(1単位につき) 10,000 円

- 4 この学則の規定は、第4条から第5条の2まで、第13条から第16条の8まで、第19条から第26条の3まで、第27条第2項、第28条、第42条、第42条の3及び第46条から第48条までの規定を除き、科目等履修生に準用する。

- 5 科目等履修生の受入れのための条件等に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条の3 本学は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、その単位の修得を求めない者（以下「聴講生」という。）に対し、当該授業科目の履修を認めることがある。

- 2 聴講生の受入れの許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

- 3 聴講生の聴講検定料、登録料及び聴講料は、次のとおりとする。ただし、卒業者については、聴講検定料及び登録料を免除し、卒業者以外の者で、引き続き次年度以降においても聴講生の受け入れを許可したものについては、聴講検定料を免除する。

区 分	納 入 額
聴講検定料	5,000 円
登 録 料	5,000 円
聴 講 料	(1単位に相当する聴講につき) 10,000 円

- 4 この学則の規定は、第4条から第5条の2まで、第10条から第16条の8まで、第18条から第26条の3まで、第27条第2項、第28条、第42条、第42条の2及び第44条から第48条までの規定を除き、聴講生に準用する。

- 5 聴講生の受入れの条件等に関し必要な事項については、別に定める。

(公開講座)

第43条 本学においては、公開講座を開設することがある。

第12章 学生寮及び厚生保健施設

(学生寮)

第44条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規定は、別に定める。

(厚生保健施設)

第45条 本学に、厚生保健施設を置く。

2 厚生保健施設に関する規定は、別に定める。

第13章 表彰、懲戒及び除籍

(表彰)

第46条 学長は、学生としての態度、行動などが模範になる者について、これを表彰することがある。

(懲戒)

第47条 学長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、学長（学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する学生に対しては、除籍することがある。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第21条第3項に規定する休学の期間又は第21条の2第3項に規定する留学期間を超えた者
- (3) 授業料等を納めず、督促を受けても、なお納めない者
- (4) 長期にわたり所在不明の者
- (5) 成業の見込みがないと認められる者

第14章 補則

(実施の細目)

第49条 この学則の実施に関し必要な事項は、この学則の規定するところにより別に定めるもののほか、学長が別に定める。

(昭和41年4月1日から平成24年4月1日までの間の学則一部改正規則の付則は省略する。)

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者と同年次に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の園田学園女子大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者と同年次に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の園田学園女子大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者と同年次に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の園田学園女子大学学則第11条、第16条、第16条の4、別表第3（第6条関係）、別表第5（第6条関係）、別表第6（第6条関係）、別表第7（第6条関係）及び別表第8（第6条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

科目	分野	授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
大 学 共 通 科 目	基 幹	女性と社会		2		必修科目を含めて 10単位以上を修得 すること。
		大学の社会貢献		2		
		生命を考える		2		
		つながりプロジェクト	2			
	人 文 科 学	文学を読む(古典)		2		
		文学を読む(現代)		2		
		芸能を楽しむ(古典)		2		
		芸能を楽しむ(現代)		2		
		世界の宗教		2		
		東洋の思想		2		
		地域文化論		2		
		歴史学入門		2		
	社 会 科 学	現代社会を読み解く		2		
		生活と経済		2		
		生活と法律		2		
		生活と福祉		2		
		自然と人の暮らし		2		
		日本国憲法		2		
	自 然 科 学	心理学		2		
		暮らしの中の数学		2		
		身体のしくみと医学		2		
		環境問題を考える		2		
	健 康	スポーツ		1		
		体育論		2		
		健康づくり		2		
		現代女性と健康		2		
	国 際 交 流	比較文化論		2		
		アジアの文化と社会		2		
		オセアニアの文化と社会		2		
		実践英語Ⅰ		2		
		実践英語Ⅱ		2		
		英会話(1)		1		
		英会話(2)		1		
		S C Cセミナー(1)		2		
S C Cセミナー(2)			2			
海外研修			4			
中国語(1)			1			
中国語(2)			1			
ハングル(1)			1			
ハングル(2)			1			
e ラ イ	インターネットセミナーⅠ		2			
	インターネットセミナーⅡ		2			

・ ニ ン グ	インターネットセミナーⅢ		2		
	インターネットセミナーⅣ		2		
基 礎	初年次演習	1			全科目8単位必修。
	キャリアプランニング	1			
	日本語表現Ⅰ	1			
	日本語表現Ⅱ	1			
	英語コミュニケーションⅠ	1			
	英語コミュニケーションⅡ	1			
	基礎情報処理(1)	1			
	基礎情報処理(2)	1			
認 定 科 目	単位互換協定科目Ⅰ			2	卒業要件単位数には算入されない。
	単位互換協定科目Ⅱ			2	
	単位互換協定科目Ⅲ			2	
	ボランティア			1	
	実践キャリアプランニング			1	
	インターンシップ			1	

注1 この表において、Ⅰ～Ⅳの表示のある授業科目は、その順序にかかわらずいずれの順で履修することも可能である。

注2 この表において、(1)、(2)の表示のある授業科目は、その順序で履修しなければならない。

注3 この表中「必修」は必修科目を、「選択」は選択科目を、「自由」は自由科目（修得した単位数を卒業の要件に必要な単位数に算入することのできない科目）を表す。

注4 この表中、必修、選択又は自由の欄にある数は、その項にある授業科目の単位数を示す。

注5 前各号の規定は、以下の表において同じとする。

注6 インターネットセミナーⅠ～Ⅳについては、2単位を限度として卒業要件単位数に算入することができる。

別表第2（第6条関係）

科目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
人 間 健 康 学 部 共 通 科 目	ライフサイエンス		2		6単位以上を修得すること。
	統計学(1)		2		
	統計学(2)		2		
	食生活マネジメント		2		
	健康と社会		2		
	生命倫理		2		
	人権教育		2		
	ボランティア活動 理論と方法		2		

別表第3（第6条関係）

科目	分野	授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	

総合健康学	総合健康特別講義	総合健康特別講義	2			
		ウェルネス総論	2			
		健康学基礎演習	2			
		健康学演習	4			
	身体と健康	総合健康研究	解剖生理学Ⅰ	2		
			解剖生理学Ⅱ		2	
			運動生理学		2	
			運動生理学実習		2	
			救急処置法	2		
			微生物学		2	
			健康と薬学		2	
			看護学Ⅱ		2	
			看護学基礎実習Ⅰ		1	
			看護学基礎実習Ⅱ		2	
			看護技術特殊演習		1	
			養護概説Ⅰ		2	
			養護概説Ⅱ		2	
			養護活動論Ⅰ		2	
			養護活動論Ⅱ		2	
			健康管理論Ⅰ		2	
			健康管理論Ⅱ		2	
			健康教育実践論		2	
			成長・発達論		2	
	栄養学	2				
	生活と健康	生活と健康	食品学		2	
			健康食事学		2	
			健康管理概論	2		
			衛生学	2		
			小児保健		2	
			成人保健	2		
			看護学Ⅰ	2		
			看護学Ⅲ		2	
こころと健康	こころと健康	臨床心理学		2		
		精神保健	2			
		健康相談活動Ⅰ		2		
		健康相談活動Ⅱ		2		
		カウンセリング		2		
		運動心理学		2		
		ストレス・マネジメント		2		
社会	社会	スポーツマネジメント		2		
		スポーツ社会学		2		
		健康スポーツ行政		2		
		スポーツ指導論		2		

必修科目を含めて
80単位以上を修得
すること。

専 門 科 目	会 と 健 康	フィットネス指導実習		2	
		ジュニアスポーツ		2	
障害者福祉論			2		
公衆衛生学			2		
学校保健Ⅰ		2			
学校保健Ⅱ			2		
運 動 と 健 康	生涯スポーツ論		2		
	体育原理		2		
	スポーツ運動学		2		
	体力の測定と評価		2		
	運動処方		2		
	健康運動指導		2		
	スポーツ医学Ⅰ	2			
	スポーツ医学Ⅱ		2		
	スポーツ栄養学		2		
	運動処方演習		2		
	バイオメカニクス		2		
	スポーツトレーニング論		2		
	器械運動		1		
	ダンス		1		
	陸上競技		1		
	体操		1		
	水泳		1		
	バレーボール		1		
	バスケットボール		1		
	テニス		1		
	ソフトボール		1		
	エアロビックエクササイズ		1		
	エアロビックダンス		1		
	水中運動		1		
	水中運動指導法		1		
	水泳指導法		1		
	エアロビックダンス指導法		1		
	陸上競技指導法		1		
	球技指導法		1		
	ニュースポーツ		1		
	スポーツトレーニング実習		1		
	キャンプ実習		1		
スキー実習		1			
海洋スポーツ実習		1			
武道（剣道）		1			
テーピング・マッサージ実習		1			

別表第4 (第6条関係)

科目	分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
からだ と向き 合う 領域		からだの構造・機能学Ⅰ	1			全科目14 単位必 修。
		からだの構造・機能学Ⅱ	1			
		からだの構造・機能学Ⅲ	1			
		からだの構造・機能学Ⅳ	1			
		栄養学	1			
		代謝学	1			
		薬理学	1			
		看護病態学	1			
		看護病態学演習	1			
		疾病治療学Ⅰ	1			
		疾病治療学Ⅱ	1			
		疾病治療学Ⅲ	1			
		感染免疫学	1			
		感染免疫学演習	1			
きこ ころ と 向 き 合 う 領 域		こころのケア論		1		必修科目 を含めて 3単位以 上を修得 するこ と。
		臨床心理学	1			
		コミュニケーション論	1			
		カウンセリング論		1		
社会 と 向 き 合 う 領 域		社会福祉・社会保障論	1			必修科目 を含めて 6単位以 上を修得 するこ と。
		公衆衛生学	1			
		保健統計学	2			
		地域ネットワーク論	1			
		生活リズム論		1		
		健康科学論		1		
		ウェルネスシステム論		1		
	リハビリテーション論		1			
看 護 基 礎 学 領 域		看護基礎学Ⅰ	1			必修科目 を含めて 14単位以 上を修得 するこ と。
		看護基礎学Ⅱ	1			
		健康の探求		1		
		生活援助論・演習Ⅰ	1			
		生活援助論・演習Ⅱ	1			
		看護倫理Ⅰ	1			
		看護倫理Ⅱ	1			
		ウェルネス社会体験演習	1			
		ファースト基礎実習	1			
		看護ヘルスアセスメント論・演習	1			
		リフレクション論と実践	1			
		治療援助論・演習	1			
		ステップアップ実習	2			
	看護展開論	1				
	育成看護学対象論(母性)	1				

人間看護実践学領域専門科目

育成看護学支援論（母性）	2		
育成看護学援助論（母性）	1		
育成看護学実習（母性）	2		
育成看護学対象論（小児）	1		
育成看護学支援論（小児）	2		
育成看護学援助論（小児）	1		
育成看護学実習（小児）	2		
育成連携支援実習	1		
成熟看護学対象論	1		
成熟看護学支援論	2		
成熟看護学援助論Ⅰ	1		
成熟看護学援助論Ⅱ	2		
成熟看護学実習	4		
精神看護学対象論	1		
精神看護学支援論	2		
精神看護学援助論	1		
精神看護学実習	2		
老熟看護学対象論	1		
老熟看護学支援論	2		
老熟看護学援助論	1		
老熟看護学実習	3		
まちの保健室論	1		
在宅看護学対象論	1		
在宅看護学支援論	2		
在宅看護学援助論	1		
家族看護論	1		
リスクマネジメント論	1		
国際医療看護論		1	
災害看護論		1	
看護研究	1		
看護管理	1		
看護教育機能論		1	
統合セミナー	1		
経験値統合研究	2		
まちの保健室実習	1		
在宅看護学実習	2		
クローズアップナーシングⅠ		1	
クローズアップナーシングⅡ		1	
経験値統合実習	2		
ウイメンズヘルス		1	
基礎助産論Ⅰ		1	
基礎助産論Ⅱ		1	
基礎助産論Ⅲ		2	
基礎助産論Ⅳ		2	

全科目36
単位必修。

必修科目
を含めて
100単位
以上を修
得すること。

必修科目
を含めて
19単位以
上を修得
すること。

学 領 域	助産診断技術論Ⅰ		2		必修科目 を含めて 8単位以 上を修得 すること。
	助産診断技術論Ⅱ		2		
	助産診断技術論Ⅲ		2		
	助産診断技術論演習		1		
	助産管理		2		
	統合助産学		1		
	助産学実習		9		
地域 連携 支援 看護 学領 域	公衆衛生看護学概論	2			
	地域連携支援看護論	2			
	公衆衛生看護活動論Ⅰ		2		
	公衆衛生看護活動論Ⅱ		2		
	公衆衛生看護活動論Ⅲ		2		
	学校保健Ⅰ	1			
	産業保健		1		
	疫学	2			
	公衆衛生看護管理論		1		
	地域看護学実習	1			
公衆衛生看護学実習		4			
養 護 領 域	学校保健Ⅱ		1		
	養護概説		2		

別表第5（第6条関係）

科目	分野	授 業 科 目	単 位 数			備 考
			必修	選択	自由	
境 社 会 ・ 健 康 環 境	社会 ・ 健 康 環 境	公衆衛生学Ⅰ	2			
		公衆衛生学Ⅱ		2		
		社会保障論	2			
	人 体 の 構 造 と 機 能 ・ 疾 病 の 成 り 立 ち	健康科学	2			
		解剖生理学Ⅰ	2			
		解剖生理学Ⅱ		2		
		解剖生理学実習	2			
		生化学Ⅰ	2			
		生化学Ⅱ		2		
		生化学実験		2		
食 べ	食 べ	生化学Ⅲ		2		
		病理病態学Ⅰ	2			
		病理病態学Ⅱ		2		
		食品学総論	2			
		食品学各論	2			
		食品学実験	2			
食 べ	食 べ	食品加工学		2		
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実験		2		

食物栄養学科専門科目

食物と健康	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネーター論		2	
	食品の官能評価・鑑別法		2	
	食品関連法規		2	
	調理学	2		
	調理学実習Ⅰ	2		
	調理学実習Ⅱ		2	
	食生活論		2	
基礎栄養学	栄養学総論Ⅰ	2		
	栄養学総論Ⅱ	2		
	栄養学実験		2	
栄養応用学	栄養生理学	2		
	栄養管理学		2	
	栄養学実習	2		
	栄養機能学		2	
	スポーツ栄養Ⅰ		2	
	スポーツ栄養Ⅱ		2	
栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2		
	栄養教育論Ⅱ	2		
	栄養教育論実習	2		
	栄養カウンセリング		2	
	健康運動指導		2	
臨床栄養学	病態栄養学Ⅰ	2		
	病態栄養学Ⅱ		2	
	臨床栄養学		2	
	臨床栄養管理		2	
	臨床栄養学実習		2	
	臨床検査法実習		2	
	食事療法	2		
	食事療法実習		2	
	薬理学		2	
公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2		
	公衆栄養学Ⅱ		2	
	公衆栄養学実習		1	
給食経営管理論	給食経営管理	2		
	給食計画論	2		
	給食経営管理実習	2		
	大量調理実習	2		
	食料経済学		2	
	食品マーケティング論		2	
臨地実習	給食経営管理臨地実習Ⅰ	1		
	給食経営管理臨地実習Ⅱ		1	
	臨床栄養学臨地実習		2	
	公衆栄養学臨地実習		1	

必修科目を含めて92単位以上を修得すること。

総合演習	栄養学総合演習	2		
総合科目	基礎化学		2	
	有機化学		2	
	食物栄養基礎演習Ⅰ	1		
	食物栄養基礎演習Ⅱ	1		
	食物栄養基礎演習Ⅲ	1		
	食物栄養基礎演習Ⅳ	1		
	地域栄養学Ⅰ		1	
	地域栄養学Ⅱ		1	
	地域栄養学Ⅲ		1	
	食物栄養学演習		2	
	食物栄養学研究	6		

別表第6（第6条関係）

科目	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
人間教育学部基礎科目	子ども英語		1		必修科目を含めて6単位以上を修得すること。
	経験値実習Ⅰ（観察実習）	1			
	経験値実習Ⅱ		1		
	教科基礎演習Ⅰ		1		
	教科基礎演習Ⅱ		1		
	人権教育		2		
	ボランティア活動 理論と方法		2		

別表第7（第6条関係）

科目	分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
総合科目	教育心理学	教育原理	2			
		教育心理学	2			
		発達心理学(1)	2			
		教職論		2		
		保育者論		2		
		保育原理		2		
		教育の歴史		2		
	教育心理学	発達心理学(2)		2		
		保育の心理学と実践演習		1		
		教育社会学		2		
		教育課程論		2		
		教育方法論		2		
		道徳教育の研究		2		
		特別活動の研究		2		
		保育課程論		2		
		教育課程構成論		2		

児童支援学群	保育方法論		2	
	教育方法・技術		2	
	生徒・進路指導論		2	
	教育相談Ⅰ		2	
	教育相談Ⅱ		2	
	社会福祉		2	
	相談援助		1	
	児童家庭福祉		2	
	社会的養護		2	
	子どもの保健Ⅰ		4	
	子どもの保健Ⅱ		1	
	子どもの食と栄養		2	
	乳児保育		2	
	乳児保育実践		1	
	障害児保育		2	
	行動解析		2	
	臨床心理学		2	
	カウンセリングⅠ		2	
	カウンセリングⅡ		2	
	カウンセリングⅢ		2	
家庭支援論		2		
子どもと遊び		1		
児童教育学科専門科目	国語		2	
	算数		2	
	理科		2	
	社会		2	
	家庭		2	
	生活		2	
	音楽		2	
	図画工作		2	
	体育		2	
	国語科指導法		2	
	算数科指導法		2	
	理科指導法		2	
	社会科指導法		2	
	家庭科指導法		2	
	生活科指導法		2	
	音楽科指導法		2	
	図画工作科指導法		2	
	体育科指導法		2	
	児童英語教育法		2	
	児童英語研究		2	
保育内容総論		1		
保育内容指導法 人間関係Ⅰ		1		

必修科目を含めて
90単位以上を修得
すること。

児童 育 成 学 群	保育内容指導法 人間関係Ⅱ		1	
	保育内容指導法 健康Ⅰ		1	
	保育内容指導法 健康Ⅱ		1	
	保育内容指導法 言葉Ⅰ		1	
	保育内容指導法 言葉Ⅱ		1	
	保育内容指導法 環境Ⅰ		1	
	保育内容指導法 環境Ⅱ		1	
	保育内容指導法 表現AⅠ		1	
	保育内容指導法 表現AⅡ		1	
	保育内容指導法 表現BⅠ		1	
	保育内容指導法 表現BⅡ		1	
	社会的養護内容		1	
	保育相談支援		1	
	読書研究		2	
	日本の言語文化		2	
	児童日本語教育論		2	
	スピーキング&ライティング		2	
	リスニング&リーディング		2	
	声楽Ⅰ		2	
	声楽Ⅱ		2	
	器楽Ⅰ		2	
	器楽Ⅱ		2	
	幼児音楽		1	
	幼児造形Ⅰ		1	
	幼児造形Ⅱ		1	
	幼児体育		2	
	器楽合奏		1	
リトミック(1)		1		
リトミック(2)		1		
児童 実 践 学 群	保育実習Ⅰ		4	
	保育実習指導Ⅰ		2	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習指導Ⅲ		1	
	幼稚園教育実習Ⅰ		5	
	幼稚園教育実習Ⅱ		3	
	教育実習Ⅰ		5	
	教育実習Ⅱ		3	
	保育・教職実践演習(幼・小)		2	
	異文化教育研究		2	
	児童教育研究(1)	4		
児童教育研究(2)	4			
卒業研究	2			

別表第8 (第6条関係)

科目	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
教 職 に 関 す る 科 目	教職論		2	受けようとする免許・教科について必修
	教育原理		2	
	発達心理学		2	
	教育制度・教育経営		2	
	教育課程論		2	
	教科教育法(保健体育)Ⅰ		4	
	教科教育法(保健体育)Ⅱ		4	
	学校栄養指導論Ⅰ		2	
	学校栄養指導論Ⅱ		2	
	学習指導の技術		2	
	道德教育の研究		2	
	特別活動の研究		2	
	教育工学		2	
	生徒・進路指導論		2	
	生徒指導論(養教・栄教)		2	
	教育相談 理論と方法		2	
	教育実習(中学校)		2	*中一種免必修
	教育実習		3	受けようとする免許について必修
	養護実習		5	
	栄養教育実習		2	
教職実践演習(中・高)		2	受けようとする免許・教科について必修	
教職実践演習(養護教諭)		2		
教職実践演習(栄養教諭)		2		
介護等体験		1	*小一種・中一種免必修	